

入札公告（説明書）

令和4年2月4日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 八木 茂樹

【調達機関番号 417】

一般競争入札について、次のとおり公告する。

本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施する。

なお、本工事は、継続契約方式の対象工事である。

継続契約方式とは、下記 2-4. に示す後発工事にかかる随意契約の締結について本工事の受注者と協議を行ったうえで、別途随意契約を締結する方式である。

また、本方式による後発工事については、以下のとおりとする。

①後発工事の契約図書は、後発工事に係る契約手続きを行う際に交付する。

②後発工事の随意契約条件は、本書末尾の別紙のとおりとする。

なお、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」である。

本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表開示試行工事」である。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|-------|-------------|--|
| 1-1. | 契約件名（工事名） | 東北自動車道 苗代沢橋床版取替工事
【品目分類番号 41】 |
| 1-2. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 東北支社長 八木 茂樹 |
| 1-3. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 東北支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡 1-1-1
JR 仙台イーストゲートビル 12階
(電話) 022-395-7574
(電子メールアドレス) ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp |
| 1-4. | 競争契約の方法 | 一般競争入札 |
| 1-5. | 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6. | 入札の方法 | 電子入札又は郵送入札 |
| 1-7. | 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（高度技術提案型） |
| 1-8. | 単価表の提出 | 必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-9. | 入札保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[15]を参照のこと |
| 1-10. | 契約保証（履行ボンド） | 必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-11. | 契約書の作成 | 必要 … 入札者に対する指示書[30]を参照のこと |
| 1-12. | 契約図書 | |

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

①入札公告（説明書） 本書

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

- ②標準契約書案 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【土木工事契約書】を使用すること
- ③入札者に対する指示書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【電子入札】又は【郵送入札】を使用すること
- ④共通仕様書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【土木工事共通仕様書（令和3年7月）】を使用すること
- ⑤特記仕様書 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- ⑥その他契約（発注用）図面等 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- ⑦金抜設計書 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- ⑧競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式1のとおり
- ⑨入札書 電子入札システムの様式又は③に示す入札者に対する指示書【郵送入札】指示書様式1のとおり
- ⑩単価表 ③に示す入札者に対する指示書【電子入札】指示書様式2又は入札者に対する指示書【郵送入札】指示書様式3のとおり
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 契約図書の交付期間 令和4年2月4日（金）～令和4年2月21日（月）
- 1-13. その他 本公告における休日とは、『行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。

第2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 自) 秋田県鹿角市十和田錦木
至) 青森県平川市碓ヶ関
- (2) 工事内容 本工事は、東北自動車道（小坂 IC～碓ヶ関 IC 間）の橋梁床版取替（苗代沢橋（上下））を行う工事である。
- (3) 工事概算数量 床版取替工 2.8 千㎡
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 540 日間

2-2. 間接工事費の変更について

本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

2-3. 継続契約方式における後発工事

以下に示す後発工事を予定している。ただし、記載内容は現時点での予定であり、記載内容どおりの工事発注を保証するものではない。

(1) 後発工事その1

工事件名（仮称）	東北自動車道 田山橋床版取替工事
工事場所	自) 岩手県八幡平市小柳田 至) 秋田県鹿角市十和田錦木
工事内容	本工事は、東北自動車道（安代 IC～十和田 IC 間）の橋梁床版取替（田山橋（下）・東石通橋（下）・根市川橋（上））を行う工事である。

工事概算数量	床版取替工 約 3.9 千㎡
工期	令和 5 年度 4 / 四半期～令和 6 年度 4 / 四半期 (約 420 日間)

(2) 後発工事その 2

工事件名 (仮称)	東北自動車道 寺の沢橋床版取替工事
工事場所	自) 岩手県八幡平市小柳田 至) 秋田県鹿角市十和田錦木
工事内容	本工事は、東北自動車道 (安代 IC～十和田 IC 間) の橋梁床版取替 (西石通橋 (上)・矢神川橋 (上)・棒岱野橋 (上)・寺の沢橋 (上)) を行う工事である。
工事概算数量	床版取替工 約 3.3 千㎡
工期	令和 6 年度 4 / 四半期～令和 7 年度 4 / 四半期 (約 420 日間)

2-4. 余裕期間制度

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内 (工事着手期限までの間) で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。

余裕期間 (工事着手期限) : 契約保証取得の日の翌日から 60 日後まで

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者 (以下「入札者」) は、次に示す事項を全て満たす者とし、下記 3-2. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日 (下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。) において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条 (入札者に対する指示書[2]を参照のこと) の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「橋梁補修工事」に係る NEXCO 東日本の『令和 3・4 年度工事競争参加資格』を有する者 (会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者) については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。) で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数 (以下「経営事項評価点数」という。) が 1200 点以上の者であること (上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が 1100 点以上であること。)、又は経営事項評価点数が 1100 点以上である者 (上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が 1100 点以上であること。) による 2 者若しくは 3 者で構成された特定建設工事共同企業体・甲型 (共同施工方式) (以下「特定 J V」という。) であること。なお、特定 J V の場合は、全ての構成員が 3-1. に示す競争参加資格を満たすこと。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民

事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）

- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域2（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域2（東北支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）。

- (5) 審査基準日において、平成18年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記 a かつ b の同種工事の施工実績を有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事 a プレキャストPC床版又は場所打ちPC床版による床版の新設又は取替を実施した工事、PC上部工をプレキャストセグメント工法により新設した工事のいずれか

同種工事 b 自動車専用道路において車線規制を実施した工事（片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可）

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の施工実績として認めない。

また、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は、企業の施工実績として認めないので、入札者は、提出する同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。

イ)NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ)上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

○本工事に係る施工管理業務の受注者

・東北自動車道 十和田管内施工管理業務（受注者：株式会社クリエート）

- (7) 審査基準日において、特定JVを構成する場合は、次に示す事項を全て満たすこと。

① 全ての構成員が、上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を得てから5年以上の営業期間を有すること。

② 全ての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を、本工事に専任で配置できること。

③ 「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の案（入札者に対する指示書書式1-1。以下「協定書案」という。）が提出されていること。

④ 全ての構成員が、構成員が2者の場合は30%以上、構成員が3者の場合は20%以上の出

資比率を有し、かつ、代表者の出資比率が構成員中最大であること。

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]「入札手続きの公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この②人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この②人的関係の記載中において同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員】の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) からiv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書」（以下「申請書」という。）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

申請書（様式）		記載事項
競争参加資格確認申請書（様式1）		必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと
技術資料（様式2）	企業に求める実績等 企業の同種工事の施工実績	上記3-1. (5)に示す「同種工事」の要件を満たす入札者の施工実績を記載すること。ただし、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の同種工事の施工実績として認めず、評価しない。
協定書案(入札者に対する指示書書式1-1)		特定JVにより本件競争入札への参加を希望する者は、協定書案を入札者に対する指示書[9]及び指示書書式1-1に基づき作成すること。 単体により競争参加を希望する者は作成不要である なお、提出する協定書案は、あくまでも案であるため、競争参加資格確認申請の時点で構成員の押印を必要としないが、落札者となった場合には、協定書案と同内容の協定書を構成員間で締結しなければならないことに留意すること

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

- ① 提出期間 入札公告の日から令和4年2月21日（月）16:00まで
- ② 提出場所 上記1-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 電子入札システム、電子メール又は書留郵便等（書留郵便その他の受領にあたり受領者の署名又は押印が必須の信書便をいう。普通郵便、持参による提出は受け付けない。以下同じ。）

※ 申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、下記1)又は2)の手続きにより提出すること。

1) 指示書様式1-1「郵送提出について」を作成し、申請に必要な書類と共に書留郵便等により提出するとともに、電子入札の『競争参加資格確認申請書』画面の添付欄に様式1-1のみを添付し、提出すること。書留郵便等の場合の提出部数は正1部・副1部とする。

2) 指示書様式1-2「電子メール提出について」を作成し、申請に必要な書類と共に電子メールにより提出するとともに、電子入札の『競争参加資格確認申請書』画面の添付欄に様式1-2のみを添付し、提出すること。

※ 電子入札システムにより書類を提出する場合は、確認申請書等への押印は不要とする。ただし、書留郵便等により提出する場合は、押印をしなければならない。

※ 電子メールで提出する場合は、令和3・4年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」又は「担当者連絡先届[指示書様式])により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。その際は、文書への押印は省略可能とす

る。

※ 大容量ファイル転送サービスを利用した送信は不可とする。

④ 提出書類 上記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書 [9] [2] を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和 4 年 3 月 3 日（木）

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第 4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（高度技術提案型）とは、下記 4-4 技術提案書の提出において入札者から提出された技術提案書の内容に基づき技術的な評価を行う技術評価と、契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記 6-3. 落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目				配点
技術提案	共通事項	競争に参加するための最低限の要求条件（以下評価項目に対して求める要求条件）		100 点
	評価項目①	社会要請	交通の確保	30 点

床版取替の施工に伴う昼夜連続対面通行車線規制期間「R5. 6. 16～R5. 10. 8」以内の工事工程であること。

苗代沢橋の床版取替工事に伴う昼夜連続対面通行車線規制期間の工程短縮に関する技術提案及び標準案に対する短縮日数。なお、昼夜連続対面通行車線規制期間に実施する全ての現場作業を昼間作業とし、標準案の施工日数以内である提案は優位に評価する。ただし、取替床版の形式はコンクリート系であること。

（標準案：苗代沢橋④46 日、苗代沢橋⑤46 日、計 92 日）

※標準案の施工日数は稼働率を考慮しない一部昼夜施工による実施工日数（以下、「実施工日数」という）

※短縮日数の評価は昼間施工に換算した日数（以下、「換算日数」という）により評価し、昼夜施工 1 日当たり

				2日と換算する。なお、標準案の換算日数は、苗代沢橋④58日、苗代沢橋⑤58日、計116日である。 ※昼間施工とは6～20時の範囲内における作業とし、この時間帯を逸脱して作業する場合は作業時間の長短に関わらず昼夜施工と評価する。 ※渡り線施工のための昼夜連続車線規制期間の工程短縮に関する技術提案は対象外とする。	
	評価項目②	性能・機能等	性能・機能	所定の工事期間内に確実に床版取替工事を行うための、品質低下や工程遅延等のリスク回避に寄与する設計及び製作に関する技術提案	20点
技術評価点（満点）					150点

4-3. 技術提案書の作成

- (1) 入札者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術提案書作成説明書」に従うこと。

申請書（様式）	作成にかかる留意事項
(様式-提案1) 技術提案意思確認書	◇必要事項を記載のうえ記名すること
(様式-提案2) 技術提案書	<p>◇評価項目①「交通の確保」に関する技術提案は提案数に制限は設けないが、技術提案書は提案数によらずA4サイズ1頁以内とする。評価項目②「性能・機能」に関する技術提案は2提案（設計、製作毎に1提案）とし、技術提案書はA4サイズ1頁以内とする。文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能であること。記載された技術提案が1頁を超える場合、記載順に1頁のみを評価に用いることとする。</p> <p>◇共通事項の工事工程の確認のため、A4又はA3サイズ1頁で工事工程表を添付すること。また、評価項目ごとに、技術提案内容の確認のため、A4又はA3サイズ1頁に限り添付することができるものとする。求める評価項目に対し添付資料が1頁を超える場合、添付資料の添付順に1頁のみを評価に用いることとする。</p> <p>◇複数の施工技術を用いた提案の取扱い 複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。ただし、1つの技術提案の効果が複数の施工技術を組み合わせなければ発揮できないなど一体不可分な形態であって、かつ、一般的にも同様の組み合わせで施工されているものと認められた場合は、1つの施工技術を用いているものとして扱う。</p> <p>◇過度なコスト負担を要する提案の取扱い 評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない（提案としては評価する）。 本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。 ①仮橋等による迂回路設置に関する提案</p>

4-4. 技術提案書の提出

(1) 入札者は、技術提案の有無にかかわらず、次に示すとおり技術提案書を提出しなければならない。

- ① 提出期限 令和4年4月4日（月）16時まで
- ② 提出場所 上記1-3. 契約担当部署
- ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）
 ※書留郵便等の場合の提出部数は、正1部、副3部とする。
 ※電子メールで提出する場合は、「令和3・4年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」又は「担当者連絡先届(様式6 [指示書様式4])により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合、文書への押印は省略可能とする。
 ※大容量ファイル転送サービスを利用した送信は不可とする。

4-5. 技術提案の内容に関するヒアリング等

- (1) 技術提案が有るとして技術提案書の提出を行った全ての入札者に対し、個別に、技術提案の内容にかかるヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時は、令和4年4月5日（火）から令和4年4月28日（木）までの間、実施方法はWeb会議方式を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書（様式1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (3) ヒアリングの結果、NEXCO 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合又は入札者から技術提案の改善希望があった場合、入札者は、次に示すとおり改善技術提案書を提出するものとする。

- ① 提出期限 令和4年5月24日（火）16時まで
- ② 提出場所 上記4-4. 技術提案書の提出のとおり
- ③ 提出方法 上記4-4. 技術提案書の提出のとおり

4-6. 技術提案書の採否の確認等

(1) 契約責任者は、入札者からの技術提案書（又は改善技術提案書）に基づき、当該入札者の技術提案書の採否について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和4年6月9日（木）

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の採否の確認の他、採用するとした技術提案書の内容を下表に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目		評価基準	
技術提案	共通事項	入札者の技術提案が次の要求条件を満たすか否かにより評価する。 技術提案に対する要求条件：床版取替の施工に伴う昼夜連続対面通行車線規制期間「R5.6.16～R5.10.8」以内の工事工程であること。	
		評価基準	評価
		要求条件を満たす場合	適・100点
		要求条件を満たさない場合	不適（競争参加資格なし）

評価項目			評価基準				
評価項目①	社会要請	交通の確保	評価項目ごと下表の評価基準に基づいて評価（採否及び評価点の付与）を行う。付与する評価点は評価を行った者の評価点の平均点とする。（小数第4位以下切捨て）				
			評価項目②	性能・機能等	性能・機能	評価項目①	
評価	評価基準	配点				評価項目①	
						昼夜施工	昼間施工
			適	<ul style="list-style-type: none"> ・昼夜施工で換算日数における短縮日数が60日以上 の提案である。 ・昼間施工のみで換算日数における短縮日数が40日以上 の提案である。 	配点の1/1	30.000点	30.000点
			適	<ul style="list-style-type: none"> ・昼夜施工で換算日数における短縮日数が1日以上、60日未満の提案である。 ・昼間施工のみで換算日数における短縮日数が24日以上、40日未満の提案である。 	短縮日数に応じて単純比例の数値方式にて配点 昼間施工のみの場合は10点加算	0.500点 ～ 29.500点	12.000+ 10.000点 ～ 19.500+ 10.000点
			可 評価なし	<ul style="list-style-type: none"> ・短縮日数の無い提案である。 ・標準案において昼間施工を想定している作業を昼夜施工とすることによる工程短縮。 ・内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である 	0点	0点	0点
			提案無 不採用	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を「有り」として 	0点	0点	
<p>◇工程短縮に関する標準案に対する短縮日数の評価方法</p> <p>① 標準案の実施工日数は一部昼夜施工であるため、換算日数における短縮日数で評価する。なお、標準案の換算日数は、「苗代沢橋④58日、苗代沢橋⑤58日、計116日」とする。</p> <p>② 昼夜施工に該当する施工日は2日と換算する。昼間施工とは6～20時の範囲</p>							

内における作業とし、この時間帯を逸脱して作業する場合は作業時間の長短に関わらず昼夜施工と評価する。

- ③ 評価点は、換算日数における短縮日数1日当たり0.5点とし、全ての作業を昼間施工とする場合は10点加算する。
- ④ 標準案において昼間施工を想定している作業を昼夜施工とすることによる工程短縮は評価しない。
- ⑤ 昼夜施工及び昼間施工のみの技術提案のいずれにおいても、実施工日数が上下線各46日(計92日)を超える工程の場合は不採用(競争参加資格なし)とする。

◇短縮日数の評価例

(例①) 昼夜施工の技術提案の場合

- ・上下線の各実施工日数 42日(内訳: 昼間施工 31日、昼夜施工 11日)
- ・換算日数: 53日×上下線=106日
- ・短縮日数 116-106=10日 ⇒ 評価点 10日×0.5点/日=5点

(例②) 昼間施工のみの技術提案の場合

- ・上下線の各実施工日数 46日(内訳: 昼間施工 46日、昼夜施工 0日)
- ・換算日数: 46日×上下線=92日
- ・短縮日数 116-92=24日 ⇒ 評価点 24日×0.5点/日+10点=22点

(例③) 不採用となる場合

- ・上下線の各実施工日数 50日(内訳: 昼間施工 50日、昼夜施工 0日)
- ・換算日数: 50日×上下線=100日
- ・短縮日数 116-100=16日 ⇒ 不採用(競争参加資格なし)

※設計図書で示された実施工日数を超過

(例④) 評価なし(0点)となる場合

- ・上下線の各実施工日数 29日(内訳: 昼間施工 0日、昼夜施工 29日)
- ・換算日数: 29日×上下線=58日
- ・短縮日数 116-58=58日 ⇒ 評価点 0点

※標準案における昼間施工を昼夜施工に変更

評価項目②

評価	評価基準	配点	1提案	評価項目②
優	内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である	配点の4/4	10.000点	20.000点
良上	優と良の中間の提案である	配点の3/4	7.500点	15.000点
良	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である	配点の2/4	5.000点	10.000点
良下	良と可の中間の提案である	配点の1/4	2.5000点	5.000点
可 評価なし	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である			
提案無 不採用	・技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を「有り」としている。	0点	0点	0点

評価項目			評価基準			
			評価	評価基準	評価項目①	評価項目②
			技術提案の採否	求める評価項目に対する記載内容の全て又は一部が、本工事の設計図書に適合しない、関連法令に抵触する、若しくは、本工事で採用できない内容である場合、当該評価項目の全て又は一部を不採用とする。	競争参加資格なし	競争参加資格なし
		<p>◇留意事項</p> <p>① 求める評価項目に対する記載内容の全て又は一部が、当該工事の設計図書に適合しない、関連法令に抵触する、若しくは当該工事で採用できない場合、当該記載内容を不採用とする。</p> <p>② 求める評価項目の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている標準案による施工意思の有無に従い対処する。</p> <p>③ 記載内容の一部を不採用とした場合、当該箇所を除いた記載内容に対して評価点を付与する。</p> <p>④ 不採用とした以外の全ての記載内容は履行義務を負うものとする。</p> <p>⑤ 「交通の確保」に関する提案については、評価項目に対して技術提案の提案数の制限は無く、すべて加点評価対象とし、不採用とされたものを除いて履行義務を負うものとする。</p> <p>⑥ 「性能・機能」に関する技術提案は設計、製作の各々に対し技術提案が2つ以上記載されている場合、記載順に1つの技術提案で評価を行い、2つ目以降の技術提案は加点評価対象としない。ただし、2つ以上記載された技術提案についても採否の評価を行い、不採用とされたものを除いて履行義務を負うものとする。</p> <p>⑦ 1つの評価項目において評価対象とした2つの技術提案の一方を不採用とした場合、残る1つの技術提案のみを評価対象とする。この場合、加点評価対象以外に記載された技術提案があっても、加点評価対象として採用しない。</p> <p>⑧ 添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。</p> <p>⑨ 技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価に用いない。</p> <p>⑩ 1つの技術提案が、1つの施工技術を用いた内容となっておらず、複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価対象としない。ただし、1つの技術提案の効果が複数の施工技術を組み合わせなければ発揮できないなど一体不可分な形態であって、かつ一般的にも同様の組み合わせで施工されているものと認められた場合は、1つの施工技術を用いているものとして扱う。</p> <p>⑪ 「交通の確保」及び「性能・機能」において同一の技術提案であっても、それぞれの提案に対する評価項目を満たす提案である場合、それぞれの評価項目ごとに評価を行う。</p> <p>⑫ 特記仕様書における「設計図書の変更及び追加について」に記載がある項目に対する技術提案は評価対象としない。</p> <p>⑬ 評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は要しない提案より優位な評価とはしない（技術提案としては評価する）。</p>				

第5 見積活用方式

5-1. 見積活用方式の概要

本工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式（以下「本方式」という。）の対象工事である。

見積活用方式とは、以下に掲げる項目（以下「見積対象項目」という。）について、入札者に対し、参考見積書の提出を求めるとともに、技術提案書に関するヒアリングを通じて、参考見積書に記載された内容（設計図書及び技術提案に基づく条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか等）について確認・問合せを行い、技術提案書の提案内容の変更が生じた場合等や参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、各入札者が NEXCO 東日本に最後に提出した参考見積書又は訂正参考見積書（以下これらを「最終参考見積書」という。）のうち NEXCO 東日本が最も適正であると認めた最終参考見積書を活用して契約制限価格の設定するものである。

[見積対象項目]

①・②のいずれか1つ以上に該当する項目とする。

①NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目

②金抜設計書に記載のある項目のうち、入札者が提出する技術提案書に記載された技術提案の内容により変更対象となる項目

5-2. 参考見積書の提出

入札者は、次に示すとおり参考見積書の提出を行わなければならない。

① 参考見積書提出期限 技術提案書の提出期限に同じ。

② 参考見積書提出場所 記 1-3. 「契約担当部署」

③ 参考見積書提出方法 書留郵便等

※ 提出部数は、正1部とする。

④ 提出書類 参考見積書（様式4～5）

5-3. 参考見積書に関する問合せ

参考見積書提出後、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認する趣旨で行う参考見積書に関する問合せは、技術提案内容に関するヒアリングの際にあわせて 4-5(2)に定める技術提案内容に関するヒアリングの期間に行うものとし、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、技術提案内容に関するヒアリング（参考見積書に関する問合せを含む）は、担当者宛に連絡し日時を定めたいえ Web 会議システムにより行うことを想定している。

5-4. 訂正参考見積書の提出

入札者は、上記 5-3 の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

① 訂正参考見積書提出期限 令和4年6月17日（金）16時まで

② 訂正参考見積書提出場所 記 1-3. 「契約担当部署」

③ 訂正参考見積書提出方法 記 5-2. ③参考見積書提出方法のとおり

④ 提出書類 訂正参考見積書（様式4～5）

なお、上記 5-3 による問合せが無かった入札者及び上記 5-3 による問合せがあった者でも訂正の必要が無い入札者は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ訂正参考見積書を提出するものとする。

5-5. 技術提案内容に基づく訂正参考見積書及び入札時に提出する単価表の取扱い

(1) 訂正参考見積書及び入札時に提出する単価表において、採用された技術提案により不要となった単価項目については、単価、金額共に記載しないものとする。

(2) 訂正参考見積書及び入札時に提出する単価表において、採用された技術提案により数量の増減が生じる単価項目については、単価、金額共に記載しないものとし、必要となったすべて

の費用は単価項目「高度技術提案に係る費用」へ計上するものとする。

- (3) 採用された技術提案により、発注図書に無い単価項目が必要となった場合には、必要となったすべての費用を単価項目「高度技術提案に係る費用」へ計上することとする。この場合、訂正参考見積書及び入札時に提出する単価表の添付資料として、技術提案により新たに必要となったすべての単価項目名称、数量、単価、金額を記載した内訳書（様式 8）を提出することとする。

5-6. 見積活用方式に関する留意事項

- (1) 上記 5-2①に示す提出期限までに入札者が参考見積書を提出しなかった場合、又は、5-3 の問合せの確認過程において、訂正参考見積書の提出が必要である旨を NEXCO 東日本と確認した入札者が 5-4①に示す期限までに訂正参考見積書を提出しなかった場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者が入札を行った場合であっても、その入札は無効として取り扱う。
- (2) 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時における見積対象項目の総額（以下「入札時総額」という。）は、最終参考見積書の見積対象項目の総額（以下「最終見積総額」という。）を超えない限り変更ができるものとし、入札時総額が最終見積総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。
- (3) 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取扱いはしない。
- (4) 最終参考見積書において、当社が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者にその異なる理由等について聞取りを行ったうえ、聞取りを行った事由が不相当と認められる場合は、当社に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。
- (5) 本工事を受注した入札者は、契約後、NEXCO 東日本の求めに応じ、入札前に提出した最終参考見積書の見積対象項目の額と契約後の実態に基づく見積対象項目の額との比較を行うための「実績価格調査票」（様式 7）を提出するものとする。また、NEXCO 東日本は、提出された実績価格調査票の記載内容に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞取り調査を行う場合があるので、受注者はこれに協力するものとする。

第 6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 単価表 | 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| ③ 総合評定値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |
| ④ 諸経費内訳書 | 様式 6 |
| ⑤ 入札ボンド | 入札者に対する指示書[15]を参照のこと |

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 入札書の提出期限 | 令和 4 年 7 月 8 日（金）16 時まで |
| ② 入札書の提出場所 | 上記 1-3. 契約担当部署 |
| ③ 入札書の提出方法 | 電子入札システム又は書留郵便等 |

※ 電子入札システムにより提出する場合で、入札に必要な書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[16]及び[17]を参照のこと。

- ④ 開札執行日時 令和4年7月13日(水)13時30分
- ⑤ 開札執行場所 上記1-3. 契約担当部署
- ⑥ その他 1) 入札者は、上記4-6. 技術提案書の採否の確認等の確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。
 なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものとし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「除算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。
- (2) 除算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \quad (\times 1 \text{億})$$

(小数点第4位以下切り捨て)

基準評価値：標準点(100点)を契約制限価格で除して1億を乗じた値であり、落札者を決定するにあたり、次の条件を満たさない場合は、評価値が最も高い競争参加者であっても落札者とししない。

- ・条件Ⅰ：入札価格 ≤ 契約制限価格
- ・条件Ⅱ：評価値 ≥ 基準評価値

技術評価点 … 工事目的物の性能等の評価点数であり、標準点に加算点を加えた点数。
 なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

- (3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。
- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
- ① 受付期間 入札公告の日から令和4年6月27日(月)16時まで
- ② 受付場所 上記1-3. 契約担当部署
- ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を電子メール又は書留郵便等(郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法)により提出すること。
 質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Office Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。

なお、質問書面には会社名及び提出日を記載することとし、書留郵便等による提出の場合は、押印すること。

【質問内容の記載上の留意点】

質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日 5 日以内

② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「その他情報」）に掲載する。

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

(1) 前金払：請負代金額が 500 万円以上の場合には「有」、500 万円未満の場合には「無」

なお、請負代金額が 500 万円以上の場合、本契約の相手方は請負契約書第 35 条第 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。

(2) 部分払：「有」 請負契約書第 38 条第 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

7-5. 火災保険等の付保

特記仕様書に定めるとおりとする。

7-6. 請負契約書第 26 条の適用

請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド）及び同条第 6 項（インプレスライド）について適用する。

7-7. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-8. 契約後の技術評価項目の取扱い

(1) 本工事の受注者は、上記 4-6. 技術提案書の採否確認等の確認結果通知において、提案した内容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法を NEXCO 東日本と協議を行うこと。

(2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。

ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が上記 4-6. 技術提案書の採否確認等で採用された技術提案（以下「採用された技術提案」という。）を下回らないと認められた場合は、この限りではない。

なお、変更された提案内容を採用する場合、土木工事共通仕様書「1-66 VE 提案に関する事項」は適用しない。

(3) 工事中において採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、請負契約書第 18 条や 19 条等発注者の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。

(4) 採用された技術提案により、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。

(5) NEXCO 東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。

(6) 採用し評価された技術提案の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないとして決定した場合

は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書第 26 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

7-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

本工事の受注者が特記仕様書に定める技術者を配置するにあたり、当該技術者が以下の(1)又は(2)に該当する場合は、契約後の施工体制確認点検等でその事実を確認する。

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号）に該当する技術者を配置し、契約後に「出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。

7-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は、施工管理業務を請け負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。
- (2) 本工事では、上記 2-3. に掲げる(1)、(2)の後発工事にかかる詳細設計を実施するため、当該後発工事について本工事の受注者と随意契約を行わないこととなった場合は、当該詳細設計の成果により別途調達手続きを行う工事の入札に参加し、又は、当該工事を請け負うことはできない。

7-11. 契約制限価格の算出に用いる間接工事費の工種

土木工事積算基準における間接工事費算定の適用工種区分： P C 橋梁（修繕）

7-12. 閲覧資料

- (1) 指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：無

7-13. 入札の辞退

競争参加者は、入札書を提出する前において、自由に、入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札者に対する指示書の定めにかかわらず、上記 1-3. 契約担当部署へ辞退書を以下のとおり提出することとする。

なお、入札書の提出期限までに入札書・辞退書いずれも提出されなかった場合は、当該競争参加者は入札を辞退したものとみなす。

- ① 競争参加資格申請を電子入札システムにより行った場合
電子入札システムの「入札書」作成画面において「辞退書」を提出
- ② 競争参加資格確認申請を書留郵便等により提出した場合
書留郵便等により提出

7-14. 入札の公正性に係る調査の実施

本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。

7-15. WTO に規定する継続工事の有無

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無：有

第 8 間接工事費の変更に関する試行

上記 2-2. に示す本件工事における間接工事費の変更に関する試行の対象項目を以下に示す。

- (1) 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)
- (2) 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

以 上

別紙 随意契約条件

総合評価落札方式における技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る技術提案の考え方は、後発工事に係る技術提案に踏襲されることを条件とする。なお、後発工事の発注段階で、再度、後発工事の技術提案の提出を求める。
配置予定技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・後発工事の配置予定技術者は、本工事で配置する技術者と同一又は同等以上の者とする。
落札率	<ul style="list-style-type: none"> ・後発工事には、本工事の落札率を考慮する。
諸経費調整	<ul style="list-style-type: none"> ・後発工事の諸経費については、最新の土木工事積算基準における「随意契約工事諸経費の取扱い」に基づく諸経費調整を行う。 (本工事と後発工事の合算額に相当する諸経費を算出し、継続契約方式により調達する工事のうち契約済工事の諸経費相当額を差引く)
随意契約の実施判断	<ul style="list-style-type: none"> ・後発工事の随意契約については、本工事及び既に契約締結済の後発工事に関する成績評定の結果を踏まえ、本工事の受注者と随意契約を実施すると判断した場合に、本工事の受注者に対し、随意契約の締結意思確認及び技術提案書の提出を求める。 ・随意契約の締結意思がある旨の回答があった場合は、提出のあった技術提案書の内容の審査を行ったうえで、本工事の受注者に対して後発工事に係る見積書の提出を求め、見積合わせを行い、単価協議を実施のうえ契約を締結するものとする。